

治風痺沐浴

〔平家物語〕^十せんじゆ

かの、すけ茂宗は情ある者にて、いたうきびしうもあたり奉らず、重衡やうく平にいたはりま
いらせ、あまつさへ、ゆどのしつらひなどして、御ゆひかせ奉る、

〔玉海〕文治二年正月一日庚辰、抑年來當日浴、而舊年浴之後、身無不淨之時、當日不必浴之、由見故殿

忠通藤原御記、仍今日不浴之、

〔石田先生事蹟〕禁裏へ拜見の事有りて、参り給ふには、必沐浴したまへり、略中

貴人へ見え給ふ時は、かならず沐浴したまへり、略中

伊勢参宮の人を迎ひに行給ふ時は、沐浴して出で給へり、神を拜する心にて迎へ給ふとなり、自
参宮したまふ時は、旅宿にて毎夜沐浴したまへり、

先生故郷へ行き給ふには、かならず宅にて沐浴し出で給ふ、道の程七里ばかりの所なるが、故郷
の宅に著し給ふまでは、二便を便じ給はず、是は身を汚さじとなり、

○按ズルニ、沐浴ニ關スル事ハ、居處部浴室篇及ビ器用部澡浴具篇ニ載セタレバ、宜シク参看
スベシ、

〔運歩色葉集〕^幾行水

〔書言字考節用集〕^九行水ギヤウスイ

〔太平記〕^二長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

五月元弘二十九日ノ暮程ニ、資朝卿藤ヲ籠ヨリ出シ奉テ、遙ニ御湯モ召レ候ハヌニ、御行水

候ヘト申セバ、早斬ラルベキ時ニ成ケリト思給テ、略下

〔百家琦行傳〕^五行水政右衛門